令和五年三月三十一日秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

秋田県知事

佐

竹

敬

久

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。 秋田県公営企業財務規程(昭和四十三年秋田県公営企業管理規程第六号)の一部を次のように改正する。 秋田県公営企業財務規程の一部を改正する規程 秋田県公営企業管理規程第九号

世 工事以外に関 略 総務チー 略	() ~ 性 略 略 略	決事項		事項 知事決 部長専 課長専決 総務チーム	の決裁をそれぞれ得なければならない。	あつては課長(室が所掌する事務に関する事項にあつては室長)	つては課長の、総務チームリーダー専決事項のうち特異な事項に	な事項にあつては部長の、室長の専決事項のうち特異な事項にあ	項のうち特異な事項にあつては知事の、課長専決事項のうち特異	きる事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、部長専決事	長、課長、室長又は総務チームリーダー限りで専決することがで	第三条 財務に関する事務のうち、知事の決裁を要する事項及び部 !	(決裁区分)	リーダーをいう。	十二 総務チームリーダー 課において庶務を担当するチーム	一~十一略	第二条 略	(用語の意義)	改正後
生 工事以外に関	(<u>)</u> (<u>±</u>)			事項	の決裁をそれぞれ得り	あつては課長(室がて	つては課長の、総務な	な事項にあつては部員	項のうち特異な事項に	きる事項は、次の表に	長、課長、室長又は	第三条 財務に関する芸	(決裁区分)	をいう。	十二 総務班長	一~十一 略	第二条 略	(用語の意義)	
略	略	-	裁事項	知事決	なければ	所掌 する	班長	長の、室	にあつて	に掲げる	総務班長	事務のうち、							7/
略	略	-	決事項	部長専	ればならない。	事務に関	車	室長の専決	にあつては知事の、	に掲げるとおりとする。					課におい				改正前
総務班長	略	-	事項	課長専決	•	でする事項に	決事項のう	い事項のうち)、課長専決	こする。ただし、	限りで専	かの決裁を要			いて庶務を担当する班長				
略		決事項	専	総務班長		所掌する事務に関する事項にあつては室長)	専決事項のうち特異な事項に	の専決事項のうち特異な事項にあ	課長専決事項のうち特異	し、部長専決事	限りで専決することがで	知事の決裁を要する事項及び部			当する班長				

	略	略	略	(宝) (宝)		略	略	略	
	の事項					の事項			
	項					事項以外			
	専決			関すること		ダー専決			に関すること
				知及び払出通知に		ムリー			知及び払出通知
略	総務班長			(宝) 物品の受入通	略	総務チー			宝 物品の受入通
	の事項					の事項			
	事項以外					事項以外			
	専決			こと		ダー専決			ること
				支出命令に関する		ムリー			支出命令に関す
略	総務班長			宗 納入通知及び	略	総務チー			宗 納入通知及び
	略	略	略	(声) (丸)		略	略	略	(益) (大)
									厚 でえること
				- 1					5
				及びその変更に					及びその変更に
				ものに限る。)					ものに限る。)
	の事項			伝票により行う		の事項			伝票により行う
	事項以外			担行為伺兼支出		事項以外			担行為伺兼支出
	専決			行為伺(支出負		ダー専決			行為伺(支出負
				関する支出負担		ムリー			関する支出負担
略	総務班長			(+三の二) 工事以外に	略	総務チー			(+三の二) 工事以外に
				関すること					関すること
	円未満			びにその変更に		円未満			びにその変更に
	額五百万			び契約締結伺並		額五百万			び契約締結伺並
	一件の金			のを除く。)及		一件の金			のを除く。)及
	の事項で			票により行うも		の事項で			票により行うも
	事項以外			行為伺兼支出伝		事項以外			行為伺兼支出伝
	専決			為伺(支出負担		ダー専決			為伺(支出負担
				する支出負担行		ムリー			する支出負担行

備考 略

(不在代決)

第四条 2 \ 4

5 ものとする。 総務チームリーダー 等」という。)で総務チームに属する者のうち、 ||務チームリーダー||(総務チームリーダーが不在のときは、上席||課長又は室長が不在の場合においては、その専決事項について 主幹、)が代決することができる。 副主幹又は主査(以下この条において「上席主幹 課長が指定する 5

リー ついて課長又は室長(課長又は室長が不在のときは、総務チーム総務チームリーダーが不在の場合においては、その専決事項に ダーが指定する上席主幹等とする。)が代決することができ

7

(委任事項の専決)

第七条の二 第六条の規定により地方公所の長に委任された事務の うち、 項については、庶務を担当する班長の専決事項とする。 第三条の表の総務チームリーダー専決事項の欄に掲げる事

(資金前渡職員)

第四十七条 る者、 る者、地方公所にあつては地方公所の庶務を担当する班長とす与の資金前渡職員は、課にあつては総務チームリーダーの職にあ る。 資金前渡職員は、支出命令者が指定する。ただし、給

> 備考 略

(不在代決)

 $\frac{2}{4}$ 略

第四条

総務班長 課長又は室長が不在の場合においては、その専決事項について (総務班長 が不在のときは、上席

主幹、 等」という。 主幹、 副主幹又は主査(以下この条において「上席主幹 で総務班 に属する者のうち、 課長が指定する

6 ついて課長又は室長 ものとする。 総務班長 が代決することができる。 (課長又は室長が不在のときは、総務班長 が不在の場合においては、その専決事項に

が指定する上席主幹等とする。)が代決することができ

る。

7 略

第七条の二 うち、第三条の表の総務班長 項については、庶務を担当する班長の専決事項とする。 (委任事項の専決) 第六条の規定により地方公所の長に委任された事務 専決事項の欄に掲げる事

(資金前渡職員)

第四十七条 る者、 与の資金前渡職員は、 地方公所にあつては地方公所の庶務を担当する班長とす 資金前渡職員は、支出命令者が指定する。 課にあつては総務班長 ただし、 の職にあ

則

この規程は、 令和五年四月一 日から施行する。